

令和2年 第4回

士幌町議会臨時会議案

令和2年11月24日

- 議案第1号 士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月24日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案

士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び士幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

- (1) 士幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年条例第28号）第1条
- (2) 士幌町企業立地促進条例（平成21年条例第29号）第2条第1号

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末手当について改定するため、条例を改正するものである。

議案第3号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 士幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

一般職の職員の期末手当の支給率引き下げを考慮し、士幌町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

令和2年11月24日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

提出者	士幌町議会議員	清水	秀雄
賛成者	士幌町議会議員	中村	貢
賛成者	士幌町議会議員	森本	真隆
賛成者	士幌町議会議員	伊藤	健蔵
賛成者	士幌町議会議員	加藤	宏一

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により
提出します。

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
、士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の450」を「100分の445」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き下げを考慮し、議会議員の期末手当の支給率について改定するため、条例を改正するものである。

土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の445</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当は、基準日現在（議員の職を離れた者についてはその離れた日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の450</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>

